

会議録要点記録

□全部記録 ■要点記録

1	会議名	姫路市地域自立支援協議会全体会（令和5年度第2回）
2	開催日時	令和6年2月13日（火） 10時00分～12時00分
3	開催場所	姫路市役所北別館 2階 中会議室
4	出席者	<委員> 姫路市地域自立支援協議会 委員22名（欠席1名、代理出席1名） <事務局> 障害福祉課長、障害福祉課主幹、障害福祉課担当者
5	傍聴人数	1名
6	次第	1 開会 2 議事 (1) 令和5年度姫路市地域自立支援協議会専門部会の検討概要について 3 報告 (1) 姫路市障害福祉推進計画について (2) 「姫路市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」の改正等について (3) 姫路市障害者虐待防止センターの状況について 4 その他 5 閉会
7	配布資料	<事前配布> 資料1：令和5年度姫路市地域自立支援協議会専門部会 検討概要 資料2：姫路市障害福祉推進計画中間とりまとめ【概要版】 資料3－1：「姫路市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」の改正等について 資料3－2：姫路市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領（改正案） 資料3－3：障害者差別解消の推進に関する姫路市職員対応ガイドライン【2024年改訂版】（案） 資料4：令和5年度 姫路市障害者虐待防止センター 通報・相談件数 <当日配布> 会議次第 令和5年度 第2回姫路市地域自立支援協議会配席図 姫路市地域自立支援協議会委員名簿
8	会議の要点内容	以下のとおり

事務局	1 開会 (10:00) 2 議事 (1) 令和5年度姫路市地域自立支援協議会専門部会の検討概要について 【資料1：令和5年度姫路市地域自立支援協議会専門部会 検討概要】説明
会長	資料1について、まず私の方から概要のご報告をさせていただいた後、各専門部会のリーダーから補足説明をお願いしたい。まず、まもる部会からお願いします。
事務局	今年度については、虐待防止センターの担当が、支援推進担当から基幹相談支援センター担当へ変わるという体制の変更があったこともあり、まもる部会で改めてセンター業務の流れを見直すこととした。 これまで「通報を受けてからの流れが少し見えにくい」という指摘があったため、透明性を確保する意味でも、改めてどのような動きが望ましいのかについて意見をいただいた。また、通報を受けて行うコア会議について、どのような対応をまず取るか、事実確認をどの担当者が担うかといった協議の流れの整理を行った。現在は、基幹相談支援センター業務と虐待防止センター業務の兼務であり、担当者が同一であるため、役割の違いを明確にしていく必要がある。 令和3年度の報酬改定以降、虐待防止に関しては、令和4年度から福祉施設における虐待防止委員会の設置が義務化された関係もあり、通報件数は大幅に増えていると感じている。 この体制づくりについては、今後も引き続き検討しつつ、ブラッシュアップしていく必要があると思われる。
会長	続いて、しごと部会から報告をお願いします。
委員	今年度、しごと部会では、雇用の分野での合理的配慮の対応について、どのような企業の方が対応されているかの現状把握を、地域の特例子会社の方からお伺いした。 雇用の分野において、「合理的配慮」という言葉だけを聞くと、まだまだ周知がされていない状況で、どのようにすればいいのかと尋ねられることも実際に多いが、企業の方と話をする中で、一人一人の障害の特性や障害に合わせてどのように対応していくのがいいのかということ、お互いに当事者、企業の双方で話し合う機会があること、また、お互いに意識して対話することでより良い対応を見つけることが大切であるということを確認した。「何か大きなことをしなければならないのではないかな」というような思いでいたが、実際には日々の仕事の中で関わっていることなのだと気付いた」という意見も聞かれた。 生活面では、企業の方では、どのようにフォローしていったらいいのか等、困りごとをたくさん抱えている状況も多く聞かれた。そういったところでは、支援機関との連携や情報の交換の場になったと感じている。 多く障害者を雇用している企業にとっても、そういう情報がなかなかないというこ

	とを知り、今回のしごと部会のような場で話し合うことの必要性も感じたところである。 令和6年の4月から法定雇用率が上がり、企業の役割がますます求められる。企業同士のこういう意見交換、相談できる場、ネットワークがやはり必要とされることから、こういう場が多く企業に広がっていくようにということで、今後も進めていければと考えている。
会長	続いて、くらし部会から願います。
委員	令和3年度以降、くらし部会では、地域生活支援拠点をテーマに、5つの柱について、1つずつ検討を進めている。 緊急対応に関しては、令和3年度に議論し、令和4年度から形になった緊急時の受入（緊急短期入所）がある。現在、市内で4つの短期入所の事業所に、地域生活支援拠点として登録いただき、緊急対応が必要になった際に、受入の機能を担っていただいている。 くらし部会の1回目は、その検証ということで話を進めた。 緊急時の受入の利用の状況については、資料にあるとおり、年間10件程度で、恐らく通常の短期入所に対応されているのか、本当にご家族の方が看られない状況で緊急に利用せざるを得ないという事例が少ないという意見があった。 課題としては、やはり緊急に受け入れる際の情報共有についてである。相談支援専門員が間に入り、受入先の施設へどれだけ情報が提供できるのか、タイムリミットがある中で、いかに効率的に情報が渡せるかという問題がある。ある程度はうまくいっているように思うが、やはり慌ただしい中で、きちんとした情報が回ってこない場合もあり、まだいびつな部分はあるように感じている。 また、緊急時に、受入先としてはあるが、どう利用者を支援するかという問題があり、今は相談支援専門員が担っているという話もあった。 緊急をどう捉えるのか、「介護者がいない＝緊急である」という確認もしたが、その後の報酬請求も関係してくるところでは、きちんと確認した上で緊急対応を進めるべきだという話が出た。 4事業所で、緊急時にどう対応するかについて、それぞれの事業所のスタンスは同じではないので、今後調整する中でうまく利用が進んでいけばいいと思っている。介助が必要な方、医療的ケアが必要な方、強度行動障害がある方の緊急時の受入については、職員体制についての課題も出てきたため、対策を考えていきたい。 2回目のくらし部会については、緊急時の受入の短期入所以外の訪問系のサービスについても、緊急時の対応加算が令和3年度報酬設定により設けられているが、その拠点が姫路市では形作られていないところが面的整備の整っていない部分ではないかと捉え、訪問系サービスを取り上げた。 緊急時の対応で慌ただしい中で、様々な書類を整えた上で対応して加算を取っていく動き方がなかなか事業所に浸透しないという課題がある。 令和6年度の報酬改定においても、地域生活支援拠点についてはいろいろな話が出

	てきている。姫路では動かしていないサービスがどのような形で動かせるのかについては、今後検討し、意見を交換して進めていきたい。
会長	続いて、こども部会から報告をお願いします。
委員	こども部会は、学校と福祉の連携について議論した。 第1回目はてんかん発作の重積治療薬を使用する際のフローをテーマにし、関係者、構成員に集まっていた。 まず、学校では既に仕組みができていたため、この仕組みをうまく福祉の方にも連携していけないかというところで、学校の仕組みをたたき台にして話し合いを行った。 まず、4つの条件を報告し、書写養護学校の事例を紹介し、それから市内の小中学校での取り組みについても、紹介をして意見をいただいた。 座薬と異なり、しっかりと効果があるため、手続きを踏んでいくということが大切であるという点、また、主治医へ直接確認をする仕組みづくりが必要なのではないかという点、使用に際して、その後の救急手配が必要になるのではないかという点で、16ページに掲載しているフローを、共通理解としていければどうか、ということで議論した。 周知方法については、ホームページ等で確認していくような方向がいいのではないかという意見もいただいた。各事業所へは、障害福祉課から通知する予定である。 第2回目のこども部会については、児童発達支援センターに求められる地域連携機能について検討を行った。国の動向が大きく変わる中、今後地域の中核として、各事業所と連携して、アウトリーチの需要が増え、こういった部分で中核的な役割をどのように担っていけばいいのかというところで、姫路市における児童発達支援センターの課題、また、今後期待することについて意見をいただいた。 連携が持ちにくい中で、連絡会を組織化していくことが必要ではないか。また、他市と比べて、連携の会議が少ない、地域自立支援協議会の開催回数も少ない、もっと事業所が参画できるような場があればいいのではないかという意見をいただいた。期待することとして、研修というよりも、実践モデルを示していただきたいという意見があった。放課後児童クラブ等で次世代のモデルを作って欲しい、また、センターと各事業所の職員間が、上手く情報交換ができるような場が必要だという意見も得た。
会長	続いて、つながる部会から報告をお願いします。
委員	令和5年度は、10月に姫路市の支給決定基準が改正されたことを受け、支給決定基準改定に係る運用について8月と11月に2回開催させていただいた。多くの改正があったというわけではないが、改正をきっかけとして、改めて運用面で、皆で意見交換をした方がいいと思う点について開催させていただいた形になる。 障害福祉サービスは、基本的には国の厚生労働省が定める事務処理要領に基づいてサービス提供がされており、それから各市町で支給決定が基準として設けられ、基準に基づいた形で内容や量が決められて、支給決定（受給者証が交付）されるが、その中

ではっきりと決められていない部分がある。そこで、今回はその部分について、運用面は当然のことだが、利用者のニーズを確認した上で、相談支援事業所やそれぞれのサービス提供事業所の意見を聞き、障害福祉課の支給決定担当とも意見をすり合わせるような形で、国の事務処理要領に加えて、新たな基準を設けるというよりは、運用面の目安をできるだけすり合わせてスムーズな支給決定ができるようにという狙いで実施した。

まず、1回目は保育所等訪問支援サービスの運用についてをテーマとした。従来、姫路市の保育所等訪問支援は、希望があれば月10回まで支給決定されることが多かったが、国の事務処理要領は月2回が基準となっている。その場合、3回以上は使えないということではなく、月3回から10回までの訪問を必要としている利用者に対し、必要な形でサービスを提供するためには、どのような場合に3回以上必要になるのかということについて、委員に意見を出していただいた。

障害福祉課からは、今までも3回以上の支給決定を行っている。例えば、初回のときには「初めまして」で出会い、本人との関係づくりであったり、学年が変わったときや引っ越したとき等、環境が大きく変わったときには、集中して支援が必要であったりもする。また、何らかの状況変化があり、利用者が少し不適応を起こしている場合には、特に審査会を経ずに3回以上の支給決定ができるということをお示しいただいた。

つながる部会の中で、ご参加の委員からは、その他、初回の利用時には関係づくりだけではなく、やはり利用者のアセスメントが重要であるので、アセスメント時に回数にも意識を向けることが必要、特定のスキルを獲得していくために集中して支援を入れたい場合もあるのではないか、等の意見をいただいた。

今回、様々な場面を想定しての意見をいただき、障害福祉課とも共有できたので、これらを踏まえて、今後も支給量が月3回から10回の支給決定がなされていくのではないかと考えている。

11月に開催した2回目では、就労支援サービスの運用について協議した。今回の支給決定基準の改正では、就労系サービスは特に変更はなかったが、就労継続支援B型やA型の支給決定について、国の事務処理要領の中には「就労経験」について定めがある。その「就労経験がある」というところをどのように捉えるのかということは、明記されていない部分であるため、どのように考えていくのがいいかという目安を協議した。

例えば、家族が経営している事業を手伝うという仕事を長年してきた方について、雇用契約が結ばれていなかったり、給料の部分も明確ではなかったりするが、「長年働いてきた」事実はあるという方がいる。逆に、ご家族が経営している会社に籍があり、役員待遇で、給料が支払われているが、実質はあまり「仕事」をしていない方もいる。

また、「就労経験がある」ということを考えるときに、例えば、「週に、月に何日働いたか」という働く日数だけではなく、どの程度の期間働いたときに「就労経験がある」かも大事な要素ではないのかという点について、委員から意見をいただいた。

報告書の21ページのまとめのところにも記載があるが、就労継続支援B型事業所の利用を希望する方に関して、働く意欲がある方、更に言えば、働こうと外へ出て行こうという意欲が出てきた方に対して、利用の要件を厳しく判断することで、意欲を削ぐ

会長	ことはあってはいけないのではないかという意見が委員から出された。また、当初は就労経験の遡り期間について、３年程度が妥当ではないかというのが大筋の意見であったが、３年ではなくもう少し緩やかに見て、遡って５年の間に何らかのお仕事をされた経験があれば「就労経験あり」とすることで、できる限りスムーズに、就労継続支援Ｂ型事業所が利用できるよくなればよいという意見が多くあった。 加えて、特に、なかなか外に出ることが難しい方については、そのハードルを低くしたいと思うと、就労継続支援Ｂ型はあくまでも、就労すること、仕事のための訓練を受けていくところになるので、もう少し緩やかな形で居場所を求める方に対しては、市内に地域活動支援センターが増えると、その「外に出る」ハードルは更に下がり、社会に出て行くきっかけが作りやすいのではないかという意見が出た。 いずれにしても、必要な方に対して必要な支援を必要なタイミングでサービス提供できるように、コーディネートできるようになればよいという意見が総じて多かった。 日中サービス支援型グループホーム部会については、私から説明する。 現在、姫路市においては、今年度から新規に開設された事業所も合わせて、５ヶ所の日中支援型グループホームが動いている。 新規事業所２ヶ所については、実際に部会に参加いただき、ヒアリングを行うとともに、継続事業所３ヶ所については、書面の提出を依頼し、意見交換した。 評価において、委員から出た課題としては、やはり日中活動の充実、また、地域や社会資源との連携や交流がまだ十分にできていないこと、更に、全事業所ではないが、研修等の実施により専門性を確保するということころも、課題として挙がっていた。 今後も事業所が増加すると、部会での評価には限界があり、来年度以降については、評価の仕組みも検討していく必要があるのではないかという意見がある。 委員 最後になるが、当事者部会について、私から報告する。 障害者運動が衰退し、団体が当事者の意見を取りまとめて行政に届ける力が弱くなってきているという背景から、多くの当事者の意見を収集できる仕組みづくり、又は、本音を話すことができる環境、障害種別に配慮した意見交換ができるように行っている。 １回目は「サロン」形式で、ピアサポーターの役割と現状を学習した。早稲田大学健康福祉科学科の教授を講師に招き、ピアサポーターの現状について説明いただいた。 ２回目は、ピアサポーターとして、様々な話を聴くことが大切になるので、姫路市基幹相談支援センターの相談支援専門員を講師に招き、「話を聴く」ということについての意見交換を行った。 タウンミーティングでは、姫路障害者福祉推進計画をテーマとした。主な意見では、姫路市が実施する日常生活用具の給付等の制度について、ＩＣＴ化が進み、障害者の生活を支える物品が、様々な工夫がされ、進化している現状があるが、制度が追いついていないこと、また、ＩＣＴ化に助成がないこと等により、非常に情報アクセシビリティに課題があるという意見があった。 以上、専門部会の報告とする。
-----------	---

会長	ここからは、意見や質問をお受けしたい。
委員	今 I T については大変進んでおり、我々の団体においても、市の支援を受け、勉強会を行っている。今日も持ってきているが、例えば会議資料等においても、読み上げを行うことで、参加しやすくなっている。 今後も会員が I T へ対応できるよう取り組みたいと考えているため、支援をお願いしたい。
会長	先ほどの報告に付け加えるが、タウンミーティングでの意見については、障害者福祉推進計画の 4 回目の策定会議で報告している。
委員	つながる部会に関する報告で、地域活動支援センターの必要性の確認ができたと思ったが、今後、地域自立支援協議会において、何か取り組む予定があるか。
会長	地域活動支援センターについては、つながる部会でも意見が出ており、障害者福祉推進計画でも、課題として挙がっている。 来年度の自立支援協議会においても、計画の実施状況を確認するという立場から、課題に挙がっている点の検討を進めていかなければならないと考えている。来年度の専門部会のテーマとして検討していきたい。
委員	その他のところでの質問を予定していたが、少し繋がることかと思うので、この場で質問したい。 周知のことかと思うが、年末に「シェア A c t えん」が今年 3 月で終了する話を聞いた。障害福祉課には尽力いただいていたところだったが、突然の話に、事業所に動揺が広がっている。 「えん」の活動については、障害福祉課と地域自立支援協議会の部会で何度も話し合いをした上で進めてきたものであったが、姫路市全体のバランス、利益を含めた環境を考えると、障害の事業所があな場所活動することについて「上からの意向」とも聞いたが、動き出して 1 年で打ち切りという判断が下ったということに関して、障害福祉課及び我々関係者は、どのように捉え、考えていくかについて、もう少し議論が必要ではないかと思う。 この後、来年度以降の地域自立支援協議会で、この 1 年半活動してきた内容が検証され、どのような理由で打ち切ることとなったのか、また、姫路市内の生産活動や芸術、自己表現、障害の関係者が様々な発信をしていくという点で、どの程度の効果があったかは分からないが、認識が変わり、前向きに、熱心に活動を始め、取り組んだ事業所が多くあるので、その意味では「終了する」だけでは終わらせるべきではないと考える。 場所がかなり厳しい状況であったことは、十分理解しているが、異なる形での情報発信の場であったり、自己表現の場であったり、アート等を発信していける活動、繋がりや場所を残し、今回の経験を含め、更に広げていくものにしないと本当に意味がな

	い。ただ、1年半の社会実験だったというようなことでは、大変憤りを感じるので、来年度以降、議論をしていただきたい。
会長	事務局から何かあるか。
事務局	経緯については、先ほど委員からあったとおりであり、関わられた事業者にもそのように説明した。 ご意見のとおり、単なる社会実験として終わらせるという事業ではないと障害福祉課も考えている。 今後の生産活動については、2点重要なものがあると考えている。1点目は、高付加価値のある商品をアピールしていくということ、2点目は、食料品等の取り組みやすい商品を生産することである。利用者の障害の程度、高年齢化等を踏まえ、生産活動をどのように進めていくかというのは、今回の「えん」の成果を必ず活かした上で、次に繋げていきたいと考えている。 まだ検討段階ではあるが、あの場所で、何らかの形で、生産活動品をPRしていく場を引き続き設けていけないかということについて、庁内で調整を進めている。今後、地域自立支援協議会の部会等や、各事業者との意見交換の中で、方向性をしっかりと立てていきたい。
会長	他に意見はあるか。
委員	まず、保育所等訪問支援事業については、こども部会でなく、つながる部会での検討課題か。 2点目に回数の問題があったが、元々ルネスにいた際には、障害児等療育支援事業と併用で回数の設定をしていたが、個別給付なので契約が必要になってくる。契約できない保護者に対して、まだいわゆる障害が伝わってない場合には、障害児等療育支援事業で支援し、サポートしながら保育所等訪問支援に繋げていくという流れがあった。そのあたりの併用状況を知りたい。 また、その場合、保育所から非常に多くの依頼が来て、一時期 500 件を超えたときがあった。身動きが取れなくなり、その次の年、確か平成 26 年か 27 年に、保育所に発達支援コーディネーターを置いてもらい、1人指名していただき、その方を通して、ルネスへの依頼、又はコーディネーターに対して研修するシステムとした。結果、かなりルネスへの紹介数が減り、待ち時間を減らせたという経緯がある。現在はどのように運用されているのか。
委員	まず、検討の場については、今回は、直近で支給決定基準の改正があり、つながる部会で検討することとした。なお、今回は当事者の方は参加していないが、保育所等訪問を実施されている事業者には、多く参加していただき、相談支援事業所との間で意見交換を行ったことで理解していただければと思う。 障害児等療育支援事業及び発達支援コーディネーターについては、今も巡回相談と

	して実施している。それぞれの併用状況は判然としないが、あまり併用されていないのではないか。保育所等訪問支援サービスは、保護者が希望し、申請し、利用することとなり、その点では、「障害」を一定理解された上で、希望して利用することとなるが、それができない方については巡回で対応していることが多いのではないかと考える。 「保育所の発達支援のコーディネーター」については、現在の「保育パートナー」のことかと思うが、こちらも運用されている。 こども保育課の係長が中心となって調整され、パートナーとして協力する主任保育士も増えてきていると聞く。ただし、私立施設の保育士に協力していただく方式がスムーズに運用できているかという点、少し課題もあるのではないかと考える。同じ職種の方に来ていただくというのはなかなか難しいところがあり、提案しても、スムーズに受入が進まないという事例を耳にすることはある。
委員	保育所等訪問支援事業は何カ所で実施されているか。
委員	13カ所である。かなりニーズは高い。 保護者の希望として「できるだけ多くの回数利用させたい」ところがあると思うが、受入側の保育所や学校の事情も含め、希望の回数を訪問するのが適正だとは思わない。やはり、その利用者の必要なニーズ、保護者が期待していること、集団である現場として感じている課題やニーズ等をきちんと事前に調整した上で、目的を持ち、ある程度期限を定めて、提供していくことがインクルーシブに繋がっていくと理解している。
委員	いわゆる「セルフプラン」が増えている中で、どこで、どのように協議し、計画が提出されるのか、説明されるのか。 セルフプランが多ければ多いほど、子どものニーズより保護者の希望が出てくる。
委員	委員の意見のとおりであり、セルフプランの場合の保育所等訪問支援サービスをどのように実施していくかは、課題になるかと考える。
事務局	支給決定基準の改正のときに携わっていたため、回答する。 「措置から契約へ」という10～20年ぐらい使われている言葉だが、その中でうまく移行できていなかった部分があるのではないかと考える。まず、担当者として「思い」があり、「こういう利用をした方がいいだろう」というのは、措置の時代から契約の時代になって、改める必要がある。要件に合致する以上は支給決定する必要がある。支給要否決定に、「担当者の感覚」を入れるべきではないと考える。確かに、支給決定に当たり、「このサービスが必要か」と感じる場合はあるが、その「感覚」で支給要否の「否」の決定を行うことは法令違反になると考える。「思い」の部分はプランが対応することとなるが、セルフプランの場合にどのように判断するかは悩ましいところではある。 「感覚」の部分は、やはり自立支援協議会専門部会場で協議することが必要だと思う。ただし、条件に合っている以上は支給決定しなければいけないというのが行政の行為ではある。「行政がしなければいけないこと」と「全体としてこうあればいいと

	いうこと」を、考え方を分けながら動いていく必要があると思う また、保育所等訪問支援の支給量については、国の通知等での設定のある目安を踏まえ、基準の別表の備考の部分で幅を持たせる内容としてあるが、その部分について、つながる部会等でどう運用していくべきかという議論を行った。障害児等療育支援事業における「児」の部分は、主にルネスが関わっているが、県事業であるため、障害福祉課では把握できていない部分がある。ルネス以外で市が関わっている施設は2施設あるが、その部分は市の委託事業で残っており、施設支援を中心に引き続き委託契約している。ただ、その2施設については、保育所等訪問支援事業と重複する部分はそれほどないと思われるが、特に回数の調整をせず、支給決定している。
事務局	前の所属の部署が保育だったことから、補足で説明する。 保育所等訪問支援を受け入れる側である保育の立場からでは、主任保育士や特別支援の専任保育士に対し、市の補助制度を設けている。先ほど委員からあったように、セルフプラン等の障害分野でのプランと、保育現場での保育計画との連携がなかなかできていないことがこれまでの実情であった。令和3年度からは、その両者を連携させた上で、手厚い特別支援を保育所で行うという部分に補助を重点化する形で、切り換えに取り組んでいった。現在もその制度を運用しており、引き続きこのセルフプランの中で、保育所の保育計画や指導計画と、障害分野のプランとの連携をインクルーシブの立場から進めている状況である。
委員	事務局からも説明があったように、基本的に障害児等療育支援事業の巡回で行っている部分と、保育所等訪問支援を行っている部分に関して、対象者は重複しない方向である。先ほど、委員からもあったように、「障害受容ができていない」と園が判断しているような場合に巡回し、そこで何らかのアセスメントをするという流れを作っている。現状では、保育所等訪問支援が始まる時期はもう少し後であるため、「両方の回数を足して何回」という形で考えているわけではない。 両者を併用したらいいという考え方もあるが、巡回で多く対応すると、保育所等訪問支援事業の実施を制限してしまう、民業圧迫になることも考えられるため、基本的には分けておきたいと考えている。今回の法改正に伴って、ルネスには、地域との連携やセンター機能が求められているため、人員配置を変え、保育所等訪問支援事業に注力して取り組んでいきたい。
委員	現状を説明する。様々な制度はあるが、全員がバラバラに動いているというのが実態である。巡回相談や保育所等訪問支援事業については、若干役割が違うと考えており、我々も訪問支援が終わった後で、巡回相談にするというシステムがいいのではないかと思うこともある。せっかくの制度であるので、使い分けができればよい。また、保育パートナーが多くいても、実際にその先生方と話をする機会がなかなかないのが現状である。是非、専門部会で協議をしていただきたい。 今回、セルフプランについては、報酬改定で、事業所が介入してもいいという周知があったので、これは逆にプラスだと思っている。セルフプランの方についても、しっか

委員	り関係者間で会議を開催し、今まで呼ばなかった巡回相談の方や保育パートナーに参加いただきたいと考えている。また、保育所で作成される個別支援計画の質を高め、ネットワークづくりをしっかりとしていくと、効果的に使い分けや併用ができるのではないかと考えている。 先ほどの「えん」の話だが、今説明は受けたが、よく分からないというのが正直な感想だ。 この件については、是非次年度しっかり「えん」について協議する部会を作って、前向きにどう進めていくかという議論をしていただきたい。どこか既存の部会で協議するよりも、新しい部会を立ち上げて検討していくべき内容ではないか。 併せて、新しい部会として、ICT部会を作ったらいかがであろうか。その部会には、きちんとICTが理解できる職種の方に委員として入っていただき、より専門的な議論ができる場となればいいと考える。
会長	自立支援協議会の専門部会については、長年この形態で実施しているが、少し体制を見直す時期が来ていると感じている。 先ほど委員から提案があったように、これからは検討しなければならないテーマが先にあり、そのテーマに沿って部会を開いていくという形で考えていかなければならない。 また、「えん」については、昨年度までは自立支援協議会の生産活動振興部会において方向性を検討していただいていた。「えん」が設置されたことから、事業所の皆さんにも参加いただいている運営協議会に話し合いの場を移しており、来週、その運営協議会が開かれる予定である。本来なら全体会の場で報告させていただきたいと考えていたが、運営協議会での説明、報告が優先されるため、今回は議題には取り上げていない。今日、各委員から意見をいただいたように、来年度、生産活動については、生産振興部会の場で、検証を含め、検討して進めていくべきではないかと考えている。
会長	他に何か意見はあるか。
委員	我々、親の会では相談を多く受けるが、最近多いのは、グループホームに関する相談である。 市内には、相当数のグループホームがあるかと思うが、相談に行ったり見学に行ったりする中で、十分な支援を得られることが期待できない施設が少なくなく、数が十分にあるとは言えないという感想をよく聞く。 新しくグループホームを作りたいと考えている方からの相談を受けることもある。いわゆる障害福祉サービスの提供の担当課は障害福祉課だと思うが、建設にあたっては、別の課が担当するため、認可（指定）が下りるまでに様々なハードルがあり、いろいろな条件を出される。姫路市全体として、グループホームの建設をバックアップする体制が市役所内で課を横断した繋がりを持って言われているのかどうか分かりにくい。

	建設の相談に行かれた方からは、条件の1つに、地元に対する説明会の開催が必須だと聞く。しかし、大体その説明で、地元の反対を受け、建設を諦めるというケースが少なくないと聞いている。 グループホームの設置、あるいは運営に関して、どのようにバックアップ体制を整えていくのか、この地域自立支援協議会がどのように意見を述べていくのかということが1つの課題だと思われる。 もう1点、就労継続支援B型事業所の利用についての相談も多い。知的障害の程度が重くはないが、なかなか家から出にくい方、また、心理的なサポートが要る方の中で、生活介護の事業所には合わないという方がいる。ただ、就労継続支援B型事業所はあくまでも就労する場だとすると、サービスを受けられない方が少なくない。そういう方の相談として、どこへ行けば必要とする支援が受けられるのだろうか。 その一方で、就労継続支援B型事業所は、やはり運営上の様々な条件がある。事業所としては、「毎日来てくれる人がいい」とあるとか、様々な加算を考えたときに、工賃を上げるためには「ある程度仕事できる方がいい」となってくる。すると、やはり事業所が利用できない方が出てくる。 今多いのは、グループホームの相談と、就労継続支援B型事業所の利用についてである。そして最後は、相談支援事業所が足りなくてセルフプランを薦められるが、自分で対応することは難しいという点である。そのような内容を地域自立支援協議会でも議論していただきたい。
会長	グループホームのことで事務局から何かあるか。
事務局	地域協議の部分は、実際には監査指導課が指定申請の部分で関わっている点である。協議を義務付けているのか、書類の提出を求めているのかについては、確認が必要である。 報酬改定の中で、施設入所支援と共同生活援助については、「利用者、利用者家族、行政、福祉や経営に知見を有する者と地域代表者による地域連携推進会議を開催し、年1回以上評価を報告すること、また、年1回以上会議の委員に施設等を見学する場を設けること」とされているので、事前か事後かは分からないが、結局は「地域協議」という部分は出てくると思われる。地域との関わりが今後どうあるべきかについて、制度上も求められていくことになるのではないかと。令和6、7年度から義務化になる見込みであり、その際に、地域との関わりが確保できるのであれば、事前協議は必要ないという方向に動く可能性もある。報酬改定や制度改正の内容を見ながら、監査指導課と障害福祉課で協力し、地域との関わりについての対応を考えていきたい。
委員	先ほどの委員の地域活動支援センターについての質問と少し重なる部分があるが、当方は就労継続支援B型事業所と生活介護を運営している。「工賃を上げる」という就労継続支援B型事業所としての活動もちろん大切にするべきところであるが、利用者それぞれが「仕事だけの生活」「工賃を得るための生活」を求めるだけではなく、充実した生活を送るためにはどうするべきかを日々考えながら活動をしている。しかし、

	どうしても工賃を上げなければ、報酬が低くなってしまふ。仕事を多くしたい方は、報酬の高さに特化した事業所に行くことは可能だが、報酬の高さを目的としない方がかなりいる。「(就労とまではいかなくても外に出てみたい)」「毎日リズムよく活動をしてみたい」という活動を希望されて、当事業所に来られる方も多い。本人は「このまま家の中にいてはいけない」と思っており、家族も「外へ出て欲しい」という希望があるが、「就労」「仕事」という意識まで持って行くことは難しい。事業者側としては毎日来ていただきたいという思いがあり、葛藤がある。 そのような中で、「地域活動支援センター」という地域と連携し、交流をしたり、それから発信していくような活動の中で、利用者が余暇活動をしたり、仕事以外のことで活躍や自己表現ができる場が必要であると考え。全国的にも、アート等仕事以外の活動をいずれ仕事につなげることができたり、自己肯定感を高めることができたような活動に繋げることが進められていると思う。仕組みとしては難しいところがあるのかもしれないが、やはりそういうところを支援する活動場所という意味では、就労継続支援B型事業所ではなく、地域活動支援センターを、よく言われる「C型」としてコミュニケーションや地域との交流を含めて、姫路市の取り組みを進める議論ができればいい。 先ほどもあったように、当事者団体にも多くの声が届いていると聞く。日々私たちが感じている課題と繋がることであると思うので、全体で考えていけたらよいのではないかな。
会長	就労継続支援B型の報酬体系には、工賃による率と地域連携の2タイプがあるが、利用者は実は両方いらっしゃる。 しかし、事業所はどちらかの報酬体系を選ばないといけないというところに、少し限界がきているのではないかな。もう一点、先ほど「C型」というお話があったが、やはり「居場所としての活動場所が必要である」という点については、今後の大きな検討課題ではないかと考えている。
会長	他に何かあるか。
委員	保育園から小学校中学校と進学していく中で、地域の学校に進学相談をしたが断られ、やむなく書写養護学校へ行くという事例を耳にする。学校として、例えばエレベーターがない等の物理的に困難な理由があるというケースも当然あると思う。しかし、インクルーシブ教育という観点がある中で、バリアフリーへの対応事例が進んでおり、実際、肢体不自由の子どもたちが地域の学校へ通う事例が少しずつ増えているにも関わらず、それでもやはり断られる事例が生じている。言い方に語弊があるかもしれないが、そもそも受入れるつもりがないのではないかと捉えざるを得ない対応も見られ、保護者としては納得がいかない。 日々、学校に障害がある子がいて、接するという交流があり、当事者も同級生に声をかけ、同級生からも声をかけられる、道で出会っても声をかけ合える、お互いがそこにいることを感じるのが、とても大事ではないかと思う。ただ、ある時から障害がある友

	達は急に養護学校へ進学し、以降は接することができなくなってしまった場合、いざ大人になって、出会い、声をかけて欲しいと伝えても、どこまで関わったらいいいのか判断できず、声をかけられないと思う。 実際、地域の学校での受入がどうしてもできないということであれば、保護者がきちんと納得できる理由の提示が必要であるし、仮に保護者が納得できないようであれば、納得できるまで何回も話し合いの場を持つことが大事なのではないか。「地域の学校に通わせたい」という保護者も多い。看護師の派遣等の事業も進んでおり、医療的ケアが必要な子どもに関しても、地域の学校に行くという選択肢は増えてきているはずであるが、まだ目に見えて数が増えていないという現状がある。全体会で協議すべきことかどうかは分からないが、障害がある子が地域の中で暮らしていくということ、地域での暮らしを充実させていくことを協議していただけたらと思う。
会長	今の意見を受け、何かあるか。
委員	切実な意見をいただき、お礼申し上げる。 教育委員会としても、インクルーシブ教育システムに基づいて、保護者との丁寧な面談を行うよう、学校現場に対して周知している。しかしながら、基礎的な環境整備や合理的配慮について、どういった形で保護者へ説明しながら、地域の学校で受け入れられる体制を整えていくかということについては、個別に対応して進む努力をしているところであるが、先ほど委員からあったように、まだまだ周知が足りないのではないかなと思う部分がある。 交流及び共同学習については、教育委員会でも力を入れており、やはり「地域の中のお子さんである」ということを大前提に進めている。今日いただいた意見は教育委員会の方へ持ち帰りたい。 また、外部との連携というところであるが、自立支援協議会のこども部会において、福祉の専門家と連携をする中で、お子さんが地域の学校の中で、生き生きと過ごせるように協議を進めていきたい。
会長	専門部会の報告を通じて、様々な意見をいただいた。インクルーシブ教育については、こども家庭庁の表現もインクルージョンの推進という表現に変わってきている。それぞれの部門で進めるのではなく、社会全体で、インクルージョン、インクルーシブな社会を作るという方向性の言葉が多く聞かれるようになった。 今日の会議でも、「個別支援」と「システム」としてのところを、コーディネート、マネジメントしていく機関がなかなかないとの意見が聞かれた。 皆さんの意見を聞いて、それぞれの制度がバラバラで動いていたり、1人のお子さんの生活の中で取りまとめられていなかったりというところに大きな課題があるのではないかと感じたところである。今日の意見を参考に今後の自立支援協議会の検討内容についても協議していきたい。
会長	次に、昨年度事業者部会として児童のネットワークづくりを進めていただいた件に

委員	ついて、委員から報告をお願いする。 今年度は、恐らく事業者部会の下部組織という形で実施した。 特に児童の分野で、地域の課題を整理することについて、ズームミーティングを4回程度開催した。まず、「参加者の意見を聞く」ことを大切に、また、地域の中には、いろんな声を出したいというスタッフが多くいるが、なかなかこの地域自立支援協議会まではたどり着かない方が多く、そのような方の意見をきちんと聞きたいという思いから進めた。 会議で出た多くの意見について、整理したのがこの文章である。 1点目は、事業者がやはり交流したいと考えていることが分かった。特に障害児通所支援の事業所は増加し、今70箇所程度あり、連携が難しくなっている。何らかのイベントを通じて、もしくは、日々のオンラインミーティングを通じて、人材確保も含めてネットワークを組んでいきたいという意見が出た。 2点目は、研修についてである。研修は、これまではどこか大きな施設が中心になって実施してきたが、先ほど述べたように多くの障害児通所支援の事業所が増え、それぞれの事業所に得意分野があり、何か研修のパッケージができないかと考えている。「最低限ここまでは知っておこう」というレベルに達しておらず、支援が十分行えていない事業所が多いのではないかという意見があり、最低限の研修パッケージを作っていくこともしっかりやりたいという意見があった。 3点目が、非常に盛り上がった内容になるが、課題が多くある中で、どういった課題から解決していくかということである。 1つ目の課題は、利用者中心の「ローカルルール」がないことである。先ほども少し支給決定の話が出たが、障害サービスの利用希望がある方が利用を開始するまでのプロセスが非常に難しい状態があり、また、相談支援事業所が少ないという課題があるにも関わらず、事業所を増やす具体的な策の立案ができていない現状がある。「ローカルルール」という言い方をすると縛りがある感じがするが、むしろ、事業者が利用しやすくなるルールをどう作っていくのかという点について議論した。 2つ目の課題は、情報共有が効率良くできていないということだ。先ほどICTの話もあったが、特にローカルルールを適切に公開すること、行政に提出する書類の作成の負担を軽減するひな形を決めること、WAMネットは本当に効果的なのかということが意見として出た。我々もいまだに請求の書類を紙で送ることもあるが、SDGsを踏まえればペーパーレス化を進めるべきである。また、情報共有システムの構築に向け、サーバーを置いて情報を共有していく等、皆が効率よく携われる方法を考えていきたい。 3つ目の課題は、福祉と教育において、連携のシステムは構築されつつあるが、実際には進んでいないということである。解決のためには、やはり相互理解が最も重要であり、相互に研修をしていくことが必要となると思われる。実際、制度としてトライアングルプロジェクトもあるが、なかなか実行されていない現状であり、しっかり推し進め、教育（学校）と福祉（事業所）が交換する書類の様式をきちんと作成していきたいという意見があった。
----	---

	また、これ以外にも幅広い課題が協議された。特別支援学校に学童保育があれば放課後等デイサービスを利用しなくても子どもの放課後の支援が行えるという意見、障害を持った子どもの不登校の問題（発達障害がある子どもの学校への行き渋りが非常に増えていること）に対して、策を講じられていないという意見があった。その他、放課後等デイサービスを朝から利用したいと希望する場合やタイムケアと放課後等デイサービスがどのような方法で併存していくのか等の意見も出た。少し議論しやすいような議題を中心にカテゴリー化しており、これについては次年度、有志を募り、検討をしていきたい。是非、市にも参加していただき、具体的な解決方法を模索していきたいと思っている。
事務局	3 報告 (1) 姫路市障害福祉推進計画について 【資料 2：姫路市障害福祉推進計画中間とりまとめ【概要版】】 (2) 「姫路市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」の改正等について 【資料 3－1：「姫路市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」の改正等について】 【資料 3－2：姫路市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領（改正案）】 【資料 3－3：障害者差別解消の推進に関する姫路市職員対応ガイドライン【2024 年改訂版】（案）】 (3) 姫路市障害者虐待防止センターの状況について 【資料 4：令和 5 年度 姫路市障害者虐待防止センター 通報・相談件数】
委員	4 その他 案内を 2 枚配付している。 1 枚は、障害のある人の住まいについて考えるというパネルディスカッション実施の案内である。 もう 1 枚は、姫路市の大塩町で開催するフェスについての案内である。40 年開催していた福祉まつりが終了し、市や社会福祉協議会へ再開を依頼していたが、コロナ禍が重なり、再開は叶わなかった。そこで、市内の事業所にたくさんご参加いただき、事業所、支援団体、一般市民の皆さんで共生社会を目指すという位置付けのイベントを開催する運びとなった。残念なことに、ひめされんのイベントと開催日が重なっているが、今後は、日程を調整しつつ、多くのイベントを開催していきたい。
会長	進行を事務局へお返しする。
事務局	令和 6 年度第 1 回の地域自立支援協議会については、令和 6 年 6 月を予定している。 5 閉会（12：00）（終了）